

ultra pay カード 利用規約 改定内容

現行		改定後	
第2条 第2項	利用者が本サービス等を利用するには、当社が提供するアプリや Web サイトにて指定された方法に従い、本アカウントの発行を依頼し、当社が発行を許諾する必要があります。	第2条 第2項	利用者が本サービス等を利用するには、当社が提供するアプリや Web サイトにて指定された方法に従い、本アカウントの発行を依頼し、当社が発行を許諾する必要があります。 <u>なお、当社による本アカウントの発行の許諾にあたり、与信審査や犯罪収益移転防止法における取引時確認としての本人確認手続きは行いませんが、サービス品質の維持及び安全性の向上を目的として、当社所定の本アカウントの発行許諾判定を行います。利用者が当該判定を通過しなかった場合は、本アカウントは発行されません。また、当社は当該判定の不通過の理由は開示しません。</u>
	(新設)	第3条 第6項	<u>当社は、本条第3項及び第5項に定める手続きとは別の方法で、利用者あるいは本アカウント発行前の希望者に対して、カード券面型の本カードを発行することがあります。</u>
第15条 第2項	<u>当社は利用者に対し新たな本カードを発行することができます。対象となる利用者には有効期限の到来に際し、当社が定める方法で事前に利用者に連絡し、利用者との合意をもって新しい有効期限を付した本カードを発行することがあります。</u>	第15条 第2項	<u>当社は、別途定める基準を満たす本カードの利用者に対し、有効期限を更新した本カード（以下、「更新カード」といいます。）を発行します。更新カードは、バーチャル型の場合は有効期限到来までの別途当社が指定する日までに、カード券面型の場合は有効期限経過後速やかに発行します。なおいずれの場合も、更新カードはバーチャル型となり、発行手数料は無料となります。</u>
第15条 第3項	<u>チャージされた本通貨の利用期限は、本条第1項で定める有効期限内となります。なお、前項により新しく本カードが発行される場合、有効期限内に限り新しい本カードに本通貨の残高を移行することができます。</u>	第15条 第3項	<u>前項の定めにかかわらず、利用者は、本カードの有効期限到来前の別途当社が通知した日から本カードの有効期限経過後3ヶ月以内に限り、当社の定める方法で更新カードの発行を申請することができるものとします。当社が当該申請を許可した場合は、利用者に更新カードを発行します。</u>
	(新設)	第15条 第4項	<u>前二項により更新カードが発行された時点をもって、本残高は更新カードに移行します。</u>

	(新設)	第15条 第5項	カード券面型の本カードの利用者で、有効期限到来後も引き続きカード券面型の本カードの利用を希望する利用者は、更新カードの発行いかにかわらず、本カードの有効期限内に新たに第3条第3項によりカード券面型の本カードを発行しあるいは第3条第6項により発行されたカード券面型の本カードを受領後、第4条の本手続等を完了することで、新たなカード券面型の本カードを利用することができます。なお、本項の手続きによっても新たなカード券面型の本カードの発行又は利用等に制限が生じる場合は、当社所定の方法により利用者に告知することとします。
	(新設)	第15条 第6項	本条第2項、第3項及び第5項に基づき更新カードが発行された場合、本カードの有効期限が最大5年間延長されます。また、更新カードのカード番号やセキュリティコード等は従前のものと異なる場合があります。
第15条 第4項	本カードの有効期限が経過することにより、 <u>本通貨は失効し、本サービスを利用すること（第22条の本通貨の払戻しを含む）ができなくなります。</u>	第15条 第7項	<u>更新手続きをしないまま本カードの有効期限が経過することにより、本通貨のチャージ、本通貨の利用、並びに本サービスの一部を利用すること（第22条に定める本通貨の払戻しを含みます。）ができなくなります。また、本条第3項の手続きをしない場合、本残高の有無にかかわらず、本通貨は失効し、本アカウントは自動的に解約されるものとします。</u>
第15条 第5項	本カードは、有効期限内において、 <u>口座維持手数料はいただきません。</u>	第15条 第8項	<u>当社は、本カードの口座維持手数料はいただきません。</u>
第17条 表題	第17条（安全管理）	第17条 表題	第17条（安全管理及び盗難・紛失等への対応）
第17条 第3項	利用者は当社が所定の方法により、利用者自ら本カードの新規利用を一時的に制限することができます。 <u>ただし、この制限によっても、本カードの利用を完全に停止させることはできません。利用者が本カードの利用を停止させる必要があると判断したときは、当社へその旨申し出ることとします。なお、利用者がこの申し出をしなかったことにより、あるいは申し出を行ったがそれまでの間に利用者が損害を被った場合は、当社の責に帰すべき事</u>	第17条 第3項	利用者は、 <u>当社所定の方法により、利用者自ら本カードの新規利用を一時的に制限することができます。但し、この制限によっても、本カードの利用を完全に停止させることはできません。</u>

	<u>由がない限り、当社は何ら責任を負わないものとします。</u>		
	(新設)	第17条 第4項	<u>利用者は、紛失し又は盗難にあうなどして本カードを適切に管理できる状態でなくなったとき、あるいは本カードの情報が第三者に漏洩し又は第三者による不正利用が疑われる場合は、直ちに前項の措置をとるとともに、当社へその旨申し出ることとします。そのうちいずれか一方でも怠ったことにより利用者が損害を被った場合は、利用者の負担とします。</u>
	(新設)	第17条 第5項	<u>利用者による届け出のいかんにかかわらず、利用者が本カードを紛失し、盗難に遭い、又は本カードが第三者によって不正に利用されている可能性が高いと合理的に疑われるときは、当社の判断で、本カードの利用を制限できるものとします。</u>
第18条 表題	第18条 (<u>盗難・紛失・不正利用等への対応</u>)	第18条 表題	第18条 (<u>不正利用に基づく補償</u>)
第18条 第1項	<u>利用者は、紛失または盗難にあうなどして、本カードを適切に管理できる状態でなくなったときは、直ちに、前条第3項の措置をとることとします。</u>	第18条 第1項	<u>利用者は、以下に記載する事象により利用者の意図に反して本通貨が利用された場合（以下、「不正利用による損害」といいます。）、当社に対して当社が定める方法で補償を求めること（以下、「補償請求」といいます。）ができます。</u> ①本アカウントに関する情報が、第三者に不正に盗取又は詐取された場合 ②端末の詐取あるいは第三者からの脅迫又は強要を受けて意図しない利用が行われた場合
第18条 第2項	<u>本カードの紛失等利用者の責めに帰すべき事由によって利用者の意図に反して本通貨が利用された場合、これによる本残高の減算分は、利用者の負担とします。</u>	第18条 第2項	<u>補償の対象は、補償請求を行った日から遡って90日以内の不正利用による損害、かつ、利用者が不正利用を知った日から30日以内に当社及び警察に申告したものに限り、但し、別途当社が認めた場合は、その限りではありません。</u>
第18条 第3項	<u>本カードの情報が第三者に漏洩し、または第三者による不正利用が疑われる場合は、利用者は前条第3項の措置をとるとともに当社にその旨を</u>	第18条 第3項	<u>以下の各号のいずれかに該当するときは、補償の対象となる不正利用による損害と認めず、利用者は補償を請求することができません。また、利</u>

	<p><u>申し出ることとします。そのうちいずれか一方でも怠ったことにより利用者が損害を被った場合は、利用者の負担とします。</u></p>		<p><u>利用者が被った損害を当社が補償することはありません。</u></p> <p><u>①利用者の故意もしくは過失、又は法令違反に起因するとき</u></p> <p><u>②利用者本人が行ったとき（第三者に脅迫又は強要されて行った不正利用を除く。）</u></p> <p><u>③利用者の家族、近親者、同居人、利用者の依頼（家族、近親者等による依頼含む。）を受けて介護、世話等をする者、利用者の承諾等を得て本サービス等を利用する者が行ったとき</u></p> <p><u>④利用者が譲渡、貸与又は担保に差し入れた端末によるとき</u></p> <p><u>⑤利用者が本規約、その他当社の定め違反しているとき</u></p> <p><u>⑥利用者からの不正利用の申告が虚偽であるとき、又はその疑いがあるとき</u></p> <p><u>⑦利用者が不正利用に加担しているとき、又はその疑いがあるとき</u></p> <p><u>⑧利用者が有効期限内に別の補償請求に基づいて補償を受けていたとき</u></p> <p><u>⑨利用者が不正利用の調査について協力をしないとき</u></p> <p><u>⑩利用者が不正利用による損害の拡大を防ぐための行為をしないとき、又はその協力をしないとき</u></p> <p><u>⑪不正利用の結果として実際に利用者に見じた金銭的損害以外の損害額</u></p> <p><u>⑫アカウント発行時に手続き上の不正があったとき</u></p> <p><u>⑬戦争、災害、疫病、地震等、社会的混乱の際に生じたとき</u></p> <p><u>⑭本カードの紛失・盗難によって発生した不正利用による損害（第17条第3項の措置をとった後の損害を除く。）</u></p> <p><u>⑮その他当社が不相当と合理的に判断するとき</u></p>
<p>第18条 第4項</p>	<p><u>当社への届け出がない場合でも、本カードを紛失し、盗難に遭い、または第三者による不正使用の可能性が高いと合理的に疑われるときは、当社</u></p>	<p>第18条 第4項</p>	<p><u>当社は、利用者に見じた不正利用による損害を、当社の努力によって回復させるための措置をとることがあります。これにより不正利用による損</u></p>

	<u>の判断で、本カードの利用を制限できるものとします。</u>		<u>害の全部又は一部を回収できた場合には、利用者の補償請求に基づき利用者に補償を実施します。なお、利用者が補償請求をしない場合、当社は当該回収金を保管しますが、当社の定める期限までに補償請求を行わない場合は、補償請求を放棄したものとみなします。また、前項により補償請求の対象とならなかったときも同様とします。</u>
	(新設)	第18条 第5項	<u>前項による回収金に基づく補償以外の場合において、利用者の補償請求を当社が認めたときは、当社は不正利用による損害額から利用者が当社以外の第三者から回収できた金額を差し引いた金額を、本通貨を加算することで補償します。なお、補償にあたって生じる手数料は当社の負担とします。</u>
第19条 第5項	再発行にかかる手数料等は、原則として利用者の負担となります。	第19条 第5項	<u>カード券面型の本カードの再発行にかかる手数料等は、原則として利用者の負担となります。</u>
第20条 第1項	(省略) ④本規約において、利用者に課された手続き、届け出、または措置等を <u>怠ったとき</u> ⑤当社からの再三にわたる連絡の要請に対し、正当な理由なく30日以 <u>上何ら応答がないとき</u> ⑥利用者が本アカウントを海外の携帯電話番号を有する端末に引き継 <u>いだとき</u> ⑦利用者が日本国内に在住しなくなったとき、または在住していないことが <u>明らかとなったとき</u> ⑧本サービスが犯罪等に利用されたと疑われるとき ⑨利用者に関し、本残高が差押または仮差押の命令を受けたとき、ある <u>いは破産、民事再生その他の法的倒産手続きが開始されたとき</u> ⑩利用者が逮捕、拘禁、収監等により本カード及び本サービスを利用で <u>きない状態にあることが判明したとき</u>	第20条 第1項	(省略) ④本サービスが犯罪等に利用されたと疑われるとき ⑤当社の提携する企業との連携サービスにおいて、本サービスの安全性に <u>重大な疑義が生じる等、利用者の保護のためにやむを得ないと判断し</u> <u>たとき</u> ⑥その他やむを得ない事由が生じたとき

	<p>⑪当社の提携する企業との連携サービスにおいて、本サービスの安全性に重大な疑義が生じる等、利用者の保護のためにやむを得ないと判断したとき</p> <p>⑫その他やむを得ない事由が生じたとき</p>		
第 21 条 第 1 項	<p>(省略)</p> <p>⑩第 15 条に定める本カード及び本通貨の有効期限を経過しているにもかかわらず、利用者が本カードの再発行を申請する等の当社所定の手続をしないとき</p> <p>(省略)</p> <p>⑭その他当社が利用者として不適當であると判断したとき</p>	第 21 条 第 1 項	<p>(省略)</p> <p>⑩本カードの有効期限が到来し、第 15 条に定める手続きにより更新カードの発行を受けないまま 3 ヶ月が経過したとき</p> <p>(省略)</p> <p>⑭本規約において、利用者に課された手続き、届け出、又は措置等を怠ったとき</p> <p>⑮当社からの再三にわたる連絡の要請に対し、正当な理由なく 30 日以上何ら応答がないとき</p> <p>⑯利用者が本アカウントを海外の携帯電話番号を有する端末に引き継いだとき</p> <p>⑰利用者が日本国内に在住しなくなったとき、又は在住していないことが明らかとなったとき</p> <p>⑱利用者に関し、本残高が差押又は仮差押の命令を受けたとき、あるいは破産、民事再生その他の法的倒産手続きが開始されたとき</p> <p>⑲利用者が逮捕、拘禁、収監等により本カード及び本サービスを利用できない状態にあることが判明したとき</p> <p>⑳その他当社が利用者として不適當であると判断したとき</p>
第 21 条 第 2 項	<p>前項により、利用者が必要措置を受けたときは、利用者は本カード及び本サービスを利用することができません。なお、当社が必要措置として本残高を失効させたときは、利用者は本通貨の払戻しを受けることができないものとします。</p>	第 21 条 第 2 項	<p>前項により、利用者が必要措置を受けたときは、利用者は本カード及び本サービスを利用すること並びに不正利用による損害に対する補償請求ができません。なお、当社が必要措置として本残高を失効させたときは、利用者は本通貨の払戻しを受けることができないものとします。</p>
第 25 条	<p>当社は、<u>資金決済に関する法律第 13 条第 1 項第 5 号及び前払式支</u></p>	第 25 条	<p>当社は、<u>法令</u>に基づき、当社のウェブサイト、アプリ等で「<u>資金決済法</u>に基</p>

第1項	払手段に関する内閣府令第22条第2項3号に基づき、当社のウェブサイト、アプリ等で「資金決済法に基づく表示」として利用者等に情報提供を行います。	第1項	づく表示」として利用者等に情報提供を行います。
	(新設)	第30条 第4項	第15条第7項、第22条第1項又は第22条第4項の規定により本サービスの利用者ではなくなった者が、アカウントの削除を希望する場合、当社所定の方法により手続きを行うものとし、当社は、本項の手続きが行われたときは、遅滞なく、当該アカウントに紐づく利用者の個人情報を消去します。
第30条 第4項	当社が利用者から取得した情報の取扱いは当社のプライバシーポリシー (https://ultra-pay.co.jp/policy/) に従います。本条とプライバシーポリシーが抵触する場合、本条が優先して適用されます。	第30条 第5項	当社が利用者から取得した情報の取扱いは当社のプライバシーポリシー (https://corp.ultra-pay.co.jp/terms_privacy/) に従います。本条とプライバシーポリシーが抵触する場合、本条が優先して適用されます。

以上